

消防国第 33 号
消防運第 17 号
消防情第 102 号
令和 6 年 3 月 27 日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部 国民保護室長
国民保護運用室長
防災情報室長

全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）

平素から、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の運用及び整備に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、令和 6 年 1 月の能登半島地震等の大規模な自然災害が度々発生するとともに、北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発するなど、我が国を取り巻く環境は非常に厳しさを増しています。このため、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化（以下「Jアラート連携手段の多重化」という。）が一層重要な課題となっており、これまでも、「全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について」（令和 4 年 3 月 9 日付け消防国第 4 6 号・消防運第 1 3 号・消防情第 1 3 6 号）等により御協力をお願いしているところです。

貴都道府県におかれては、災害情報伝達手段全体の多重化と並行して、Jアラート連携手段の多重化が着実に推進されるよう、貴都道府県内の市町村に対し、下記 1 の留意事項の周知及び必要な助言を行っていただくよう、お願いします。また、Jアラート連携手段の多重化については、下記 2 のとおり地方財政措置を講じていますので、あわせて周知いただくよう、お願いします。

また、今後、能登半島地震における被害等を踏まえた災害情報伝達手段の適切な運用及び整備に係る留意事項については、別途周知する予定です。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 Jアラート連携手段の多重化に係る留意事項

- (1) Jアラートと連携する情報伝達手段が 1 手段のみの市町村においては、速やかに、新たな情報伝達手段の整備及び Jアラートとの連携を進められたいこと。
- (2) Jアラートと連携する情報伝達手段を複数整備している市町村においても、可能な限り多くの情報伝達手段を整備し、Jアラートとの連携を進められたいこと。

- (3) 市町村防災行政無線（同報系）若しくは同等の機能を有するその他の情報伝達手段を整備していない、又は整備済みにもかかわらずJアラートと連携していない市町村においては、その整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。
- (4) (3)に掲げるもののほか、新たに整備し、Jアラートと連携する情報伝達手段の選択に当たっては、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるようにするという観点から、各情報伝達手段や地域の特性等を十分に考慮されたいこと。
- (5) (1)から(4)におけるJアラート連携手段の多重化については、「Jアラート運用マニュアル2024」（令和6年4月消防庁国民保護室）を参照の上、推進されたいこと。

2 Jアラート連携手段の多重化に関する地方財政措置

- (1) 市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化、機能強化及び代替整備※や携帯電話網等を活用した情報伝達システムの整備に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象（事業期間は令和7年度まで）としていること。

※同報系の「代替」として整備するFM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した同報系システムを整備する場合

- (2) デジタル方式の市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機を配備するために要する経費については、特別交付税措置（措置率70%）の対象としていること。また、これと同等の機能を有するその他の装置※を配備するために要する経費についても、特別交付税措置（措置率70%）の対象としていること。

※FM放送を活用した同報系システムの屋内受信機（自動起動ラジオ）、MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システムの屋内受信機、280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システムの屋内受信機、地上デジタル放送波を活用した同報系システムの屋内受信機、携帯電話網等を活用した情報伝達システムの個別端末等

- (3) Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携するために要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象（事業期間は令和7年度まで）としていること。

以上

【連絡先】《Jアラート連携手段の多重化について》
消防庁国民保護・防災部国民保護室・国民保護運用室
関根係長、吉田、吉井、岸、佐藤
電話：03-5253-7551 電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp

《地方財政措置（1）及び（2）について》
消防庁防災情報室 荷見、山口、工藤
電話：03-5253-7526 電子メール：bgm-boujo@ml.soumu.go.jp

《地方財政措置（3）について》
消防庁国民保護・防災部国民保護室 山本
電話：03-5253-7550 電子メール：m10.yamamoto@soumu.go.jp